

日立市監査告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年6月9日

日立市監査委員 鈴木利文

同 吉田修一

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の対象部課所等

都市建設部

常陸多賀駅周辺地区整備課、幹線道路整備促進課、都市政策課、住政策推進課

さくら課、都市整備課、道路建設課、用地課、道路管理課、建築指導課

公共建築課

上下水道部

総務課、経理課、料金課、水道課、浄水課、下水道課、浄化センター

議会事務局

## 2 監査の着眼点

監査は、財務に関する事務について、「行政財産使用許可事務について」、「債権管理の適正化について」及び「補助金等交付に関する事務について」を着眼点として実施した。

## 3 監査の実施内容

(1) 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 実施期間 令和5年4月10日から令和5年5月29日まで

(3) 実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、関係書類の監査を行った。また、所管施設の管理状況等について、現地での確認を行った。

## 4 監査の結果

監査の結果、旅費の未払、行政財産使用料の徴収誤り及び行政財産使用料の算定誤りの指導事項はあったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該課所において必要な処理を行った。

以上